

北上市「赤ちゃんの駅」登録施設募集要項

第1 公募の趣旨

市では、子育て家庭が安心して外出できる環境づくりと社会全体で子育てを支援する意識の醸成を図ることを目的として「赤ちゃんの駅」事業を実施するための民間施設や公共施設を募集します。

第2 登録要件

- (1) 乳幼児連れの保護者で赤ちゃんの駅の利用を希望する者は、誰でも利用できること。
- (2) 以下のいずれかの設備が提供できること。
 - ア おむつ替えのための設備
 - イ 授乳のための設備

第3 登録方法

- (1) 登録申請書（様式1）を市子育て支援課へ提出していただきます。
- (2) 確認期間を経て登録後、市からタペストリー等を配付します。
- (3) 登録施設では、施設の入出口や設備周辺などで利用者の目につきやすい場所に各表示物を設置していただきます。市では、登録施設をホームページ等で広く周知させていただきます。

第4 登録時留意点

登録した赤ちゃんの駅の内容や利用時間などに変更がありましたら、その旨を報告していただきます。

第5 問い合わせ・申込み先

北上市健康こども部子育て支援課

〒024-0092 北上市新穀町一丁目4番1号

北上市保健・子育て支援複合施設 hoKko

電話：0197-72-8261 ファクス：0197-65-3834